

枝幸町新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針

令和2年4月8日

改正 令和2年4月17日

改正 令和2年5月15日

改正 令和2年5月26日

改正 令和2年6月19日

改正 令和2年7月28日

改正 令和2年8月26日

改正 令和2年9月18日

改正 令和2年11月17日

枝幸町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 目的

国内で拡大を続ける新型コロナウイルス感染が枝幸町でも確認され、また、感染対策に係る北海道の警戒ステージは3を維持した中で、札幌市に限定してステージ4相当の強い措置が講じられることを踏まえ、国や北海道の感染予防対策の考え方にに基づき、町民の安全に配慮し、万全の体制で町民への感染予防と国内の感染拡大防止を図るため、新型コロナウイルスが終息するまでの間、町としての基本的な方針を定めるものである。

2 会議・イベント等への対応

- ① 町主催（共催を含む）の会議・イベント等は、屋内外問わず11月末日まで原則中止または12月以降に延期とする。
- ② 町民や各種団体等主催の会議・イベント等は、上記①にあわせて、屋内外問わず原則中止または延期の検討をお願いする。
- ③ やむを得ず開催する会議・イベント等や特定の参加者による会議・イベント等を開催する場合は、開催内容や参加人数、参加者の特性・年齢層、会場の場所等を考慮し、3つの条件（換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発生をする密接場面）が同時に重ならないよう、感染防止に十分な配慮をし、次の対策を行うこと。

○感染源の持ち込み防止

- ・風邪の症状がある方には、会議等への参加自粛の要請をする。また、重症化しやすい基礎疾患をお持ちの方は、無理のない範囲での参加をお願いします。
- ・会場入り口に手指消毒用アルコールを設置する。
- ・石けんによる手洗いを促す。

○感染ルートの遮断

- ・会議等の最中は、咳エチケットとして可能な限りマスクの着用の徹底を促す。
- ・会議中の適度な換気（少なくとも1時間に1回）、終了後の十分な換気を行う。
- ・可能な限り、座席の間隔（互いに手を伸ばしても届かない距離）を空け、座席の前面等にアクリル板などを設置する。

3 児童福祉施設関係での対応

- ・令和2年6月1日以降、通常どおりの開所とする。
- ・各児童福祉施設では、「密閉空間」「近距離での会話・発声」「密集」となる活動をできるだけ避け、手指消毒用アルコールの設置や可能な限りマスクを着用し、手洗い、適度な換気を励行するものとする。
- ・利用する場合は、利用前に自宅で子どもの体温を計測し、咳や発熱等の風邪の諸症状が認められる場合は利用できないものとする。

4 児童福祉施設以外の施設での対応

- ・令和2年6月1日以降、通常どおりの開館とする。ただし、施設の特性に応じて、一部利用制限を掛けることがある。
- ・開館する施設は、「密閉空間」「近距離での会話・発声」「密集」となる活動をできるだけ避け、手洗いや可能な限りマスクの着用、手指消毒用アルコールの設置や適度な換気を励行し、あわせてソーシャルディスタンスの取組みも行うものとする。
- ・咳や発熱等の風邪の諸症状が見られる場合は、利用できないものとする。

5 感染の予防・防止等

本方針は、町民への感染予防と国内の感染拡大防止を図ることを目的として

いる。感染の予防・防止には、多数の人を集めないこと、大人数の場所には集まらないこと、そして不特定多数の人が集まる場所への不要不急の外出はしないことが重要である。

新型コロナウイルスの集団発生防止の観点から、国が示す「新しい生活様式」を意識して、(1)換気の悪い密閉空間「密閉」、(2)多数が集まる密集場所「密集」、(3)間近で会話や発声をする密接場面「密接」、の3つの「密」が重ならないよう工夫することとする。

① 感染予防の徹底

新型コロナウイルスの予防には、手洗いが大切であり、十分有効とされている。外出先からの帰宅時の食事の前など、こまめな手洗いを徹底する。また、身体的距離の確保や室内の換気などにも留意し、咳や発熱がある場合は、咳エチケットとして可能な限りマスクを着用し、風邪などの症状や発熱等が認められる場合は、外出を控える。

② 健康の保持

普段から、栄養バランスの取れた食事と十分な睡眠を取るなど規則正しい生活を心がけ、3つの「密」を避けながら、散歩や軽い運動などを実践し免疫力を高めるよう行動する。

③ 懇親会・会食等

懇親会・会食等を行う場合には時間短縮や参集範囲等規模の縮小、人との間隔を空けることなど工夫をし、感染予防には十分留意するものとする。

④ 町外他地域との往来

感染が拡大している札幌市とは、感染リスクを回避できない場合は不要不急の往来を控え（令和2年11月27日まで）、また、当面の間、町外他地域との往来の際は、マスクの着用など感染症防止対策を徹底するものとする。

6 方針の改正について

この方針は、国内及び道内の新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。